

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 : 県単道路維持(一般)及び県単排水整備合併工事(R8松戸管内その2)
 路線・河海名 : 一般県道 松戸鎌ヶ谷線 外
 工事箇所 : 松戸市 常盤平 外

明示項目	明示事項
工事全般関係	・特記仕様書による。
工程関係	・関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等 ①当初予想し得ない事態等が発生し、工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し協議を行うこと a.内容 : 工事施工時間は、特記仕様書のとおりとする。 ②管轄警察から施工時間について条件があった場合は、別途協議すること。
用地関係	・民地等の借地が生じる場合、工事終了時には、受注者にて原形に復旧するものとし、返還時には立会等を行い、地権者の了解を受けること。
環境対策関係	・公害防止の為の制限がある場合 ①施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示 a.対象工種 : すべての工事 b.対象箇所 : 松戸市 常盤平 外 c.制限内容 : 低騒音型建設機械、排出ガス対策型建設機械を使用すること。
安全対策関係	・交通安全施設等の指定 ①工事中は標識・回転灯等の保安施設を十分に設置し、交通誘導員を前後に配置し、安全対策に留意すること。ただし、中途に出入り路等がある場合は必要に応じ交通誘導員を配置する。 ②工事終了後の開放時は、すり付け・段差ありの表示、照明灯等の保安施設を十分に設置し、安全対策に留意すること。 ・保全設備・保安要員の配置等が必要な場合 ○交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示(夜間) a.対象工種 : すべての工事 b.対象箇所 : 全区間 c.対象期間 : 工事期間中 d.対象要員 : 昼間作業2人以上/日
工事用道路関係	・特になし。
仮設備関係	・舗装工事において、中間層又は基層により解放(5cm段差)する際にマンホール等の構造物に段差が生じる場合は、5%より緩やかにすりつけ、夜間その部分を照明で照らしておくこと。
建設副産物関係	・特記仕様書による。
工事支障物件関係	・占用物件等の工事支障物件がある場合 ①工事着手前に占用物件の調査を十分に行い、支障がある場合は速やかに監督職員に報告すること。 ②マンホール等の構造物の高さ調整が必要な場合は監督職員と協議すること。
薬液注入関係	・特になし。
その他	・本施工条件で確認できない事項は、監督職員に問い合わせること。 ・周辺住民や道路利用者とトラブルを起こさぬよう、工事着手前に工事の範囲、期間等について沿道住民に周知し、工事着手の1週間前から予告看板を設置すること。 ・排水構造物等については、施工着手まで適切に管理すること。 ・材料については原形復旧を基本とする。ただし、変更が生じる場合等は別途協議する。